

< 小規模企業共済制度の加入者が金利ゼロで借入れができる特例措置 >

FPネットワーク神奈川会員 石山 敏幸

まだまだ新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るっています。連日ニュースで報道されているように、新型コロナウイルスの影響で日本でも廃業に追い込まれた事業主が数多くいます。しかし、手元に資金が用意されていれば廃業にならずに済んだ事業主もきっといらっしゃるはずです。今回は、新型コロナウイルスの影響で売上が減少した小規模企業共済に加入している事業主が、金利ゼロで借入ができる特例措置について説明いたします。

■そもそも小規模企業共済ってなに？

小規模企業共済と聞いてもあまりピンとこない方もいらっしゃると思いますので、まず小規模企業共済の説明を致します。

小規模企業共済はよく「自営業者の退職金」といわれています。自営業者は会社員と違って退職金という概念がありません。そうなると、もちろん自分自身で退職金（老後資金など引退後のお金）を用意しなければなりませんよね。しかし、なかなか自分で積み立てをするのも難しいものです。小規模企業共済に加入して毎月掛金を拠出することで自分自身が事業を引退したときや廃業したときに掛金に応じてまとまったお金が受け取ることができます。それが小規模企業共済という制度です。

小規模企業共済は自営業者が加入できるといいましたが、小規模企業の経営者や役員も加入ができます。拠出した掛金は全額所得控除ができ、節税の効果もあります。これはメリットが大きいのではないのでしょうか。毎月の掛金は千円～7万円の範囲なら500円刻みで設定ができます。

■特例緊急経営安定貸付（金利ゼロ特例の名称）の対象者

特例緊急経営安定貸付の対象者は小規模企業共済に加入している方です。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少した、貸付資格を有するすべての契約者が対象です。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

■借入額はいくらまで？

特例緊急経営安定貸付の借入額は 50 万円～2,000 万円で、掛金納付月数に応じて掛金の 7 割～9 割までになります。例えば拠出した掛金の総額が今現在、1,000 万円だったとしましょう。この場合、1,000 万円の 7 割～9 割ですので 700 万円～900 万円の借り入れが可能ということです。ただし、上限が 2,000 万円になります

■借入期間はいつまで？

特例緊急経営安定貸付の借入期間は、借入額が 500 万円以下の場合は 4 年、借入額が 505 万円以上の場合は 6 年（いずれも据置期間 1 年を含む）です。「借入期間」はこの年数で返済して下さいということで分かりやすいと思いますが、「据置期間」が何のことがよく分からない方がいらっしやると思います。

据置期間とは、「この期間は元金の返済はしなくてもよく、金利だけの返済でいいですよ」という期間です。例えば、毎月 12 万円返済をする際の内訳が元金 10 万円で金利が 2 万円だとしましょう。据置期間を設定した場合、この期間は金利だけの返済でよいので、この例でいうと据置期間は毎月金利の 2 万円のみ返済でよいという事です。今回の特例緊急経営安定貸付に限って言えば、金利がゼロなので据置期間の 1 年間は全く返済しなくてもよい期間になります。

■返済方法はどうなっているの？

この特例制度では据置期間が必ず設定されますが、その後は 1 年の据置期間から 6 ヶ月毎に元金均等返済をしていく事になります。

具体例で説明いたします。例えば今回の特例緊急経営安定貸付で 300 万円を借り入れたとしましょう。300 万円なので上記の借入期間でいうと期間は 4 年になります。ですが、据置期間が 1 年あるので 3 年で返済をする事になります。3 年返済で 6 ヶ月毎の均等返済なので

300 万円 ÷ 6 回 (6 ヶ月毎の 3 年なので返済回数は 6 回) = 50 万円

つまりこの例でいうと据置期間後、6 ヶ月毎に 50 万円の返済をする事になります。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

セミナー : TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談 : TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

カルチャークラブ

■借り換えが可能

小規模企業共済に加入している方で一般貸付の融資を受けている方が、特例緊急経営安定貸付の対象者であれば、特例緊急経営安定貸付へ借り換えができます。但し、特例緊急経営安定貸付の限度額の範囲内の金額になります。

もし、今現在一般貸付で今現在 100 万円を借りているとしましょう。その 100 万円を特例緊急経営安定貸付に借り換えることで一般貸付から特例緊急経営安定貸付に変更ができます。

そうすると上記の返済方法と同じように最初の 1 年間は据置期間になり、その後 3 年間で均等に返済していく事になります。最初の 1 年 6 ヶ月は返済不要でその後、100 万円を 6 回に分けて返済していく事になります。しかも借り換え後の金利はゼロになります。もし現在、小規模企業共済の一般貸付で借入がある方は一度検討してみてもはいかがでしょうか。

今回の新型コロナウイルスの影響で廃業に追い込まれた経営者は数多くいらっしゃいますが、手元資金が少なかった事が原因の 1 つとして考えられます。今後の経営を考える上で資金調達の方法を知っておく事は非常に大切です。今回の事をきっかけにご自身の事業の資金調達について考える良い機会になれば幸いです。

小規模企業共済に加入している方が利用できる特例措置は、これら上記の他にもあります。今回のコラムの情報は、2020 年 7 月 10 日現在のものです。今後、情報が更新される可能性もあります。詳しくは下記の中小機構の HP をご参照下さい。

https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_s.html

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

セミナー : TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談 : TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp